

検討② 参考資料

高齢者用肺炎球菌における非課税世帯者（負担金免除者）の確認書類について（案）

- ・現在は「予防接種用非課税確認書」もしくは「生活保護受給証明書」の原本を添付
- ・他の証明書等で非課税世帯者を確認したい⇒福岡市、久留米市等導入している市町村あり
- ・所得に応じて区分が分けられている証明書等（下表）

証明書の種類	対象者	非課税該当区分
介護保険料納入通知書	65 歳以上 全員	1 ～ 3 段階
介護保険 負担限度額認定証	要支援・介護者 申請主義	全
後期高齢者医療限度額適用・ 標準負担額減額認定証	75 歳以上 申請主義	区分Ⅰ及びⅡ
標準負担額減額認定証	75 歳未満 申請主義	低Ⅰ及び□

事故報告の流れ（案）

定期接種実施要領により、接種過誤が生じた場合に報告するよう定められている。

1. 予防接種過誤が発生したら、該当医療機関へ事故発生報告書作成依頼。

（医療機関→市へ） 各医療機関へ毎月配布している USB で原本データ渡す。

2. 医療機関より報告された、報告書を基に、事故発生報告書を作成。

決裁をもらった後、県へ報告する。

（市→県へ）

3. 重大な事故に関しては、県より厚生労働省へ速やかに報告。

健康被害につながる可能性の低いものに関しては、県が、市町村ごとに年度の 4 月 1 日～3 月 31 日分までを取りまとめ、翌年度 4 月 30 日までに報告。

（県→厚生労働省へ）